

## 【アメリカ】「アジア・太平洋諸島系米国人の文化遺産継承月間」に関する決議案

2019年5月、米国では、アジア・太平洋諸島系米国人の貢献を顕彰する「アジア・太平洋諸島系米国人の文化遺産継承月間（Asian Pacific American Heritage Month）」を例年どおり迎えた。

これに伴い、連邦議会の上院では、同月間の重要性を確認する上院決議案第218号(S.Res.218)が、2019年5月22日に、メイジー・ヒロノ（Mazie Hirono）上院議員（民主党、ハワイ州選出）により提出された（共同提出者は民主党23名、共和党0名）。また、下院でも、ほぼ同じ内容の下院決議案第401号（H.Res.401）が、2019年5月23日に、ジュディー・チュー（Judy Chu）下院議員（民主党、カリフォルニア第27選挙区選出）により提出された（共同提出者は民主党36名、共和党0名）。

同月間の起源は、1979年5月4日からの1週間を「アジア・太平洋諸島系米国人の文化遺産継承週間」に指定した上下両院合同決議（1978年10月）と、カーター（Jimmy Carter）大統領の布告（1979年3月）に遡る。その後、1990年には「週間」が「月間」に拡大され、今日に至っている。

同月間の重要性を確認する決議案が連邦議会で提出されるのは、毎年恒例となっており、本年の決議案も、アジア・太平洋諸島系米国人の多様性や、米国内での人口増加率の高さに触れた上で、アジア・太平洋諸島系米国人の米国社会への貢献を強調する内容となった。2019年に節目を迎える史実として、アジア・太平洋諸島系米国人議員連盟（Congressional Asian Pacific American Caucus）が結成されてから、今年で25周年となることや、国別割当制度（national origin quotas）によってアジアからの移民を厳しく制限した1924年移民法（日本では「排日移民法」として知られている）が成立してから、今年で95周年となることなどが紹介された。

2019年7月現在、両決議案は成立に至っていない。

なお、同月間については、大統領が布告を毎年出すことが、法律（合衆国法典第36編第102条）により規定されており、本年もトランプ（Donald Trump）大統領が2019年4月30日に布告を出した。本年の布告では、初のアジア系米国人宇宙飛行士であったエリソン・オニズカ（Ellison Onizuka）氏の功績（オニズカ氏は1986年のスペースシャトル事故で殉職した）などを顕彰した。

海外立法情報課・西住 祐亮

- <https://www.congress.gov/116/bills/sres218/BILLS-116sres218is.pdf>
- <https://www.congress.gov/116/bills/hres401/BILLS-116hres401ih.pdf>
- <https://asianpacificheritage.gov/about/>
- <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-proclamation-asian-american-pacific-islander-heritage-month-2019/>

## 【アメリカ】南シナ海・東シナ海問題に関する対中国制裁法案

2019年5月23日、マルコ・ルビオ（Marco Rubio）上院議員（共和党、フロリダ州選出）が、南シナ海・東シナ海問題に関する対中国制裁を念頭に置いた「2019年南シナ海・東シナ海制裁法案（South China Sea and East China Sea Sanctions Act of 2019）」（S.1634）を提出した（共同提出者は共和党9名、民主党7名）。ルビオ議員は、2017年3月15日にも、ほぼ同じ内容の2017年法案（S.659）を提出したが（共同提出者は共和党1名、民主党1名）、2017年法案は廃案となっていた。2019年7月現在、2019年法案も成立には至っていない。

2019年法案提出の目的について、提出者のルビオ議員は、「自由で開かれたインド太平洋」の確保に向けた米国の「強力かつ持続的なコミットメント」を更に強化することであると説明した。また、中国政府による両海域での国際規範違反が抑制されなければならないとの見方を強調し、南シナ海・東シナ海問題に関する「新たな制裁措置」の必要性を指摘した。加えて、共同提出者のベンジャミン・カーディン（Benjamin Cardin）上院議員（民主党、メリーランド州選出）も、米国が航行の自由の原則を擁護し、国際法にのっとった平和的な紛争解決を促進する重要性を指摘した。

この法案は全12条から成り、第1条から第5条までにおいては、南シナ海・東シナ海問題に関する米政府の方針（第4条）や、連邦議会の意思（第5条）について確認している。第5条では、米国による航行の自由作戦の継続・拡大を求め、また、個別の領有権問題について中立を保つ従来の方針からの転換も求めている。加えて、中国の挑発行為に対して、「相応の行動」で対応する必要性も強調している。

第6条から第12条までにおいては、具体的な対中国制裁案が示された。第6条は「関連する中国人への制裁」、第7条は「関連する中国企業の認定及び報告」、第8条は「南シナ海・東シナ海を中国領とする米政府文書の禁止」、第9条は「関連する中国人に対する支援や投資の禁止」、第10条は「中国の併合行為に対する米司法省の不承認」、第11条は「中国の主権に対する不承認」、第12条は「中国の主権を承認する国家に対する支援禁止」について規定している。

海外立法情報課・西住 祐亮

- <https://www.congress.gov/116/bills/s1634/BILLS-116s1634is.pdf>
- <https://www.congress.gov/115/bills/s659/BILLS-115s659is.pdf>
- <https://www.rubio.senate.gov/public/index.cfm/2019/5/rubio-cardin-reintroduce-bill-targeting-chinese-aggression-in-south-china-sea>